

船舶事故等調査報告書

平成25年6月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第31号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年11月30日 15時00分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市紀ノ川河口 和歌山市所在の和歌山青岸北防波堤灯台から真方位052° 1, 240m付近 (概位 北緯34° 13.5′ 東経135° 08.3′)
事故等調査の経過	平成25年3月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 ^{なま} 那耆丸、19トン 260-44176 和歌山、株式会社中井組 B 台船 ^{なま} 第十五那耆号、914トン なし、株式会社中井組
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 右舷推進器翼に損傷 B なし
事故等の経過	A船は、船長ほか3人が乗り組み、船首約1.0m、船尾約2.6mの喫水でB船を押航する船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、紀ノ川河口において浚渫土砂の瀨取り作業を行い、B船が満載となったので同作業を終え、土砂投入場所の和歌山市和歌山北港に向けて移動中、平成24年11月30日15時00分ごろ、紀ノ川河口付近において、A船が浅所に乗り揚げた。 A船押船列は、自力で土砂投入場所まで移動したが、振動等の異状がなかったので作業を続行した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期
その他の事項	船長Aは、本事故発生場所付近の航行経験が20回ほどあった。 船長Aは、瀨取り場所付近の水深を何回も確認し、また、台船には水深センサーが設置されていた。 B船の喫水は、船首尾共に約2.0mであった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与	あり なし なし

判明した事項の解析	A船押船列は、紀ノ川河口において、浚渫土砂を満載して移動中、浅所の確認を適切に行わなかったことから、河口付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が、紀ノ川河口において、浚渫土砂を満載して移動中、浅所の確認を適切に行わなかったため、河口付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・積荷が満載となったときは、瀬取り場所付近の水深に十分注意すること。